

生駒市訓令甲第6号

生駒市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年12月1日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令

生駒市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成14年8月生駒市訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中「第30条の5第1項」を「第30条の6第1項」に、「及び住民基本台帳カード」を「、個人番号カード及び住民基本台帳カード」に改める。

第15条第1項中「き損」を「毀損」に改め、同条第2項中「及び住民基本台帳カード」を「、個人番号カード及び住民基本台帳カード」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年12月1日から施行する。